

昭和五十四年七月二十日

通商産業省機械情報産業局長

通商産業局長 殿

航空機製造事業法の運用について

航空機製造事業法（昭和二十七年法律第三三七号。以下「法」という。）航空機製造事業法施行令（昭和二十七年政令第三四一号。以下「令」という。）及び航空機製造事業法施行規則（昭和二十九年通商産業省令第五二号。以下「規則」という。）の運用に関しては、従来昭和三十八年七月五日付け三八重局第一〇七八号「航空機製造事業法の運用について」により行つてきましたが、令の一部改正（昭和五十四年政令第五六号）及び規則の一部改正（昭和五十四年通商産業省令第五二号）が昭和五十四年七月一日から施行されること等に伴い、以後下記により行つて下さい。

なお、その他本法の運用上問題となる事項については従前のとおり、本省との連絡を密にし、法の運用に遺憾のないようお願いします。

(1) 法第二条の二の経済産業省令で定める軽微な修理の範囲は規定第四条により「複雑な工作を伴わない部品の交換または各部の調整」と規定されているが、これに該当する修理を具体的に例示すると、次のとおりである。

航空機又は航空機用機器の種類	軽微な修理の例
航空機（令第一条に規定する飛行機及び回転翼航空機（以下「無人機」という。）除く）	ボルト、ナット、ピン、ブッシュ、ブーリー、ターンバッフル、クランプ、管継手、バッテリー、タイヤ、チューブ等の標準部品又は原動機、プロペラ、回転翼、計器、車輪、電気通信機器等の部品の交換、若しくは調整
無人機	全損したものの修理以外のもの
航空機用原動機	ガスケット、こしあみ、ピストンリング、バルブ、点火栓、ケーブル、ホース、接続金具等の部品及びポンプ、気化器、マグネット、始動機、発電機等の交換又は調整

航空機用プロペラ

ボルト、ナット、ピン、パッキン、
座金等の標準部品及び防水装置、

調速器、フェザリング用補機等の
交換又は調整

回転翼、脚支柱、着陸緩衝

ボルト、ナット、ピン、パッキン、
座金等の標準部品の交換又は調整

装置、車輪、回転翼航空機

ボルト、ナット、ピン、パッキン、
座金等の標準部品の交換又は調整

用トランスマッショニ

真空管、蓄電器、変圧器、リレー、
スイッチ等の標準部品の交換又は

航空交通管制用自動応答機、
レーダー、飛行指示制御装

スイッチ等の標準部品の交換又は
調整

電子計算機

ボルト、ナット、ピン、パッキン、
座金等の標準部品の交換又は調整

航空計器

ボルト、ナット、パッキン、座金、
緩衝ゴム、ガラス等の標準部品の
交換又は調整

航空機

ボルト、ナット、座金、ブラッジ、
ブラッジ用バネ等の交換又は調整

(2) 法第二条の二の「航空運送事業者または航空機使用事業者」とは、航空法（昭和二十七年法律第二三一号）第二条に規定する航空運送事業又は、航空機使用事業を行う者をいう。

航空機用プロペラ

(3) 法律二条の二の「航空運送事業者又は航空機使用事業者の自家修理に準ずるもの」とは、次の何れかに該当するものをいう。

(イ) 航空運送事業者又は航空機使用事業者（以下「航空運送事業者等」）以外の者であつて、航空機又は特定機器（以下「航空機等」）を航空の用に供する者が、当該航空機等について自ら行う修理。

(ロ) 航空運送事業者等の親会社（財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいう。以下同じ。）であつて、航空法第二十条に基づく認定を取得している者が、これらの認定の範囲内において、当該航空運送事業者等の使用する航空機等について行う修理。

(ハ) 航空運送事業者等の子会社（財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。以下同じ。）であつて、航空法第二十条に基づく認定を取得している者が、これらの認定の範囲内において、当該航空運送事業者等の使用する航空機等について行う修理。

(二) 航空運送事業者等の親会社の子会社であつて航空法第二十条に基づく認定を取得している者が、これらの認定の範囲内において、当該航空運送事業者等の使用する航空機等について行う修理。（航空運送事業者等の自家修理を除く。）

(4) 法第二条の八第一項のただし書きの規定により、許可事業者

事業の区分の一部の廃止について

が事業の区分を変更しようとする場合であっても、その変更が

二以上の事業の区分の一部の区分の事業の廃止であるときは、

経済産業大臣の許可を受ける必要がないことなつていて、が、
許可事業者が二以上の事業の区分の一部の区分の事業を廃止し

たときは、遅滞なく、その旨を経済産業局長を経由して経済産業大臣に届け出るよう指導すること。

(5) 特定設備等の点検について

法第二条の九又は法第三条の二の規定により、許可事業者又は届出事業者が維持義務を負う設備については、定期的に点検し、点検の年月日その他点検に関する記録を整理保管しておくよう指導すること。

(6) 特定設備の新設等について

法第二条の十の「新設」とは、新たに設備を設置すること又は旧來の設備に代えて、旧來の設備と同種のものであつて能力、規格等が旧來のものと異なるものを設置する場合をいい、「増設」とは、旧來の設備に代えて、旧來の設備と同種のものであつて、能力、規格等が従来のものと同一のものを設置する場合、又はこれを旧來の設備に加える場合をいい、「改造」とは設備の本来有する能力に変化を来たしめることをいう。

なお、特定設備の廃止、又は減少の場合には、別段許可を必要としないが、この場合においては、遅滞なく、その旨を経済産業局長を経由して経済産業大臣に届け出るよう指導すること。

(7) 製造又は修理の方法の認可申請について

(イ) 法第六条第一項、第九条第一項、第十一条第一項又は第十四条第一項の規定により航空機又は航空機用機器の製造又は

修理の方法の認可を受けた者が、航空機又は航空機用機器の製造又は修理を行う場合において、既に認可を受けた製造又は修理の方法により製造又は修理することが不可能又は不適当なときは、改めて製造又は修理の方法の認可を受けること。

ただし、形式的な変更について届け出た場合は、この限りでない。

(ロ) 規則第三十条第一号の規定により、航空機用機器の設計について、経済産業大臣の確認を受ける場合においては、別記様式第一による申請書に、次の書類を添えて確認を申請するよう指導すること。

- a、組立図面、図面目録及び設計計画要領書並びに当該申請に係る航空機用機器が航空機用原動機である場合にあつては性能計算書その他の設計上の計算に関する書類
- b、航空機用機器の要目表又は仕様書
- c、試作機器の試験に関する書類

なお、上記書類を添付することが著しく困難であるときは、規則第二十九条第三項の規定を準用することができる。

(ハ) 規則第三十条第一号の規定により、航空機用機器の設計について経済産業大臣の確認を受けた後に、当該航空機用機器

の製造の方法について認可を申請するときは、規則第二十九

条第二項第一号及び第二号の書類を添付することを省略することができる。

(二) 規則別表第四に掲げる基準器についてその精度を確認する

場合は、産業技術総合研究所等に依頼して検査を受けるよう

に指導すること。

(8) 試験的に製造する場合等の届出について

許可事業者又は届出事業者が法第六条第一項ただし書き、第

九条第一項ただし書き、第十一一条第一項ただし書き又は第十四

条第一項ただし書きの規定に該当する航空機又は航空機用機器の試験的製造等を行うときは、理由書（試験的に製造しようとするときは航空機又は航空機用機器の要目その他設計に関する事項を記載した書類を含む。）を添え、別記様式第二による届出書を経済産業局長を経由して提出させるよう指導すること。

下記の航空機又は航空機用機器の範囲は、次のとおりとする。

(9) 令第一条の「飛行機及び回転翼航空機であつて構造上人が乗ることができないもの」とは、本来人が乗つて航空の用に供することを目的としないで設計されたもの、例えば無人標的機、無人偵察機等をいう。

(10) 航空機用プロペラ……プロペラハブ機構部及び調速器を含

み、シンクロナイザー及びフェザリング機構は含まない。た

だし、プロペラハブ機構部、又は調速器のみの場合は、法の

適用は受けない。

(八) 回転翼……ローター哈ブを含む。ただし、ローター哈ブのみの場合は法の適用は受けない。

(二) 脚支柱又は着陸緩衝装置……着陸緩衝装置が脚支柱と一体となつている場合及び脚支柱に着陸緩衝装置を付属させて引き渡す（引渡時の梱包が別であるかどうかを問わない。以下同じ。）ときは、一件として処理して差し支えない。なお、本來着陸緩衝装置を有する脚支柱であれば、脚支柱のみを製造する場合であつても法の適用を受ける。

(ホ) 航空交通管制用自動応答機……質問機を含むが、応答機に質問機を付属させて引き渡すときは一件として処理して差し支えない。なお、アンテナは含まない。

(ナ) レーダー……航法用、射撃用、探索用等のレーダーをいい、アンテナ、レシーバートランスマッサー、レーダースコープ、パワーサプライ等を含む。

ただし、レシーバートランスマッサーのみの場合でも法の適用を受けるが、レーダーの構成品であるアンテナ、レーダースコープ、パワーサプライ等を個々に引き渡す場合は、法の適用は受けない。

(ト) 空盒計器……指示器のみの場合も法の適用を受ける。

(チ) ジヤイロ計器……ジヤイロのみの場合は、法の適用を受けない。

(リ) シンクロ式計器……発信器を含み、指示器又は発信器のみの場合も法の適用を受ける。

(メ) ジャイロ磁気コンパス……指示器、発信器又はフラックスバルブ、ジャイロコントロール、増幅器等により構成されたものをいい、指示器及び増幅器については、それぞれ単体の場合でも法の適用を受ける。

(ル) 液量計……センサー部を含み、指示器又はセンサー部のみの場合も法の適用を受ける。

(ヲ) 空気調和装置用機器……空気冷却タービン、及び熱交換器はこれらに圧力調節器を付属させて引渡すときは、一件として処理して差し支えない。

(ハ) 自動操縦装置及び飛行安定装置……ジャイロを使用しないものを含みサーボ機構は含まない。

ただし、情報変換用電子回路を有するジャイロ発信器及び計算増幅器については、それぞれ単体の場合でも法の適用を受ける。

(カ) フライトディレクター装置……ジャイロを使用しないものを含み指示器は含まない。ただし、情報変換用電子回路を有するジャイロ発信器及び計算増幅器については、それぞれ單体の場合でも法の適用を受ける。

(ヨ) 慣性航法装置……慣性座標基準信号を出力する電子回路を有する発信器及び計算機は単体の場合でも法の適用を受ける。

(タ) 回転翼航空機用トランスマッショング……尾部ローター用ギヤーボックス及び伝導軸は含まない。

(ナ) ガスター・ビン発動機制御装置……ガスター・ビン発動機へ供給する燃料流量、空気流量又は排気ノズル面積を直接制御するもので、センサー又は増幅器から送られた信号を計算処理し、アクチュエータを作動させるための信号を発生させる装置をいい、補助制御装置（スープーバイザリー・コントローラ）を含む。ただしセンサー部は含まない。

(10) 規則第六条第二号、第十条第二項第一号ロ、又は第十二条第二項第一号の「主たる設備」とは、規則別表第一又は第二以外の設備であつて航空機又は航空機用機器の製造又は修理の工程上重要なものとする。

(11) 規則第十九条第三項又は第二十九条第三項に規定する書面を添付するときは、その理由を述べた書類を添えて提出させるよう指導すること。

附 則（平成十二・〇六二七機局第七号）（抄）

この通達は、平成二二年七月一日から実施する

附 則（20120928製局第2号）（抄）

この通達は、平成二十四年十月三十一日から実施する。

附 則（20131021製局第1号）（抄）

この通達は、平成二十五年十一月一日から実施する。

航空機用機器設計確認申請書

年　月　日

経済産業大臣 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の
氏名 印

下記のとおり航空機用機器の設計の確認を受けたいので、別紙書類を添えて
申請します。

工場の所在地	
航空機用機器の種類	
航空機用機器の型式	

備考 用紙の大きさは、A列4号とすること。

航空機等試験的製造（修理）届出書

年　　月　　日

経済産業大臣 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあってはその代表者の氏名 印

下記のとおり航空機等試験的製造（修理）を行いたいので、別紙理由書を添えて届け出ます。

工場の所在地	
製造又は修理の区別	
航空機又は、航空機用機器の種類	
航空機又は、航空機用機器の型式	
製造又は修理に係る航空機又は航空機用機器の数量及び価格	
引渡先	
製造又は修理開始の予定期	
製造又は修理終了の予定期	

備考 用紙の大きさは、A列4号とすること。

